

議案第 5 5 号

狭山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 狭山市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 3 5 年条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 号を加える。

（ 1 7 ）災害応急対策等派遣手当

第 3 条を次のように改める。

（ 税務事務手当 ）

第 3 条 税務事務手当は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める額を支給する。

（ 1 ）狭山市税条例（昭和 3 0 年条例第 1 1 号）第 3 条に規定する市税及び狭山市国民健康保険税条例（昭和 2 9 年条例第 3 3 号）第 1 条に規定する国民健康保険税（次項において「市税等」という。）の徴収の業務に従事する職員が、徴収に係る出張業務に従事した場合 日額 2 0 0 円

（ 2 ）前号に掲げる職員が、滞納処分に係る出張業務に従事した場合 1 件 3 0 0 円

2 前項の規定は、市税等の賦課又は管理の業務に従事する職員及び狭山市税条例施行規則（昭和 5 5 年規則第 2 4 号）第 2 条第 2 項の規定により徴税吏員に委任された職員について準用する。

第 4 条中「救護、又は」を「救護若しくは」に、「付着し、若しくは付着の」を「付着した物件又は付着する」に改め、「ときに」の次に「日額 3 0 0 円を」を加える。

第 5 条を次のように改める。

（ 行路病人等取扱手当 ）

第 5 条 行路病人等取扱手当は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める額を支給する。

（ 1 ）職員（消防職員を除く。次号において同じ。）が、行路病人の救護又は収容の業務に従事した場合 1 件 1 , 0 0 0 円

（ 2 ）職員が、死亡人の処置作業に直接従事した場合 1 件 2 , 0 0 0 円

第 6 条中「ときに」の次に「日額 3 5 0 円を」を加える。

第 7 条中「ときに」の次に「日額 1 0 0 円を」を加える。

第8条及び第9条を次のように改める。

(消防職員出動手当)

第8条 消防職員出動手当は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める額を支給する。

- (1) 消防職員が、水火災、警戒又は救急業務のため現場に出動した場合 1回
250円
- (2) 消防職員が、水火災又は警戒のため出動し、火災防御、水防又は救助活動に直接従事した場合 1回 500円
- (3) 救急救命士である消防職員が、救急業務のため出動し、特定行為を伴う救急救命処置を行った場合 1回 500円

(清掃作業手当)

第9条 清掃作業手当は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める額を支給する。

- (1) 清掃事業に係る職員(以下この条において「職員」という。)が、ごみの収集処理作業に従事した場合 日額 400円
- (2) 職員が、前号に掲げる作業に従事し、かつ、清掃作業車の運転に従事した場合 日額 500円
- (3) 職員が、12月29日から翌年の1月3日までの間において、前2号に掲げる作業等に従事した場合 日額 1,000円

2 前項に掲げる場合のほか、職員が犬、猫その他の動物の死体を処理したときに1件につき450円を支給する。

第10条中「ときに」の次に「日額200円を」を加える。

第11条中「又は」を「、又は」に改め、「ときに」の次に「日額150円を」を加える。

第12条を次のように改める。

(土木作業手当)

第12条 土木作業手当は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める額を支給する。

- (1) 職員が、道路上で行う道路の維持修繕の作業又は測量等の作業に従事した場合 日額 300円
- (2) 職員が、前号に掲げる作業に従事し、かつ、土木作業車の運転に従事した場合 日額 400円

(3) 職員が、第 1 号に掲げる作業に従事し、かつ、特殊作業車の運転に従事した場合 日額 500 円

第 13 条中「ときに」の次に「日額 300 円を」を加える。

第 14 条中「ときに」の次に「日額 450 円を」を加える。

第 15 条中「ときに」の次に「日額 100 円を」を加える。

第 16 条中「ときに」の次に「日額 100 円を」を加え、同条に次の 1 項を加える。

2 前項に規定する場合のほか、同項の職員が動物の死体を処理したときに 1 件につき 450 円を支給する。

第 17 条中「ときに」の次に「日額 150 円を」を加える。

第 18 条及び第 19 条を次のように改める。

(災害出動手当)

第 18 条 災害出動手当は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める額を支給する。

(1) 初動の体制が敷かれ、災害が発生し、又は発生するおそれのある現地において、職員が災害対策業務に従事した場合 日額 300 円

(2) 警戒体制又は非常体制が敷かれ、災害が発生し、又は発生するおそれのある現地において、職員が災害対策業務に従事した場合 日額 1,000 円

(3) 災害対策業務のため、職員が勤務時間外に出動した場合（勤務時間内から引き続き出動した場合を含む。） 次に掲げる場合に依り、それぞれに定める額
ア 初動の体制が敷かれた場合 日額 300 円

イ 警戒体制又は非常体制が敷かれた場合 日額 500 円

2 前項の手当は、第 3 条から前条までに規定する手当との併給はしないものとする。

(災害応急対策等派遣手当)

第 19 条 災害応急対策等派遣手当は、職員が国又は他の地方公共団体の要請に基づき、本市の区域外の地域に派遣され、異常な自然現象、大規模な事故等による重大な災害の応急対策、復旧等の支援業務に従事したときに日額 1,000 円を支給する。

第 20 条を第 21 条とし、第 19 条の次に次の 1 条を加える。

(特殊勤務手当の支給調整)

第 20 条 市長は、この条例に定めるもののほか、特殊勤務手当が支給される業務

の内容を勘案し、類似した業務に係る特殊勤務手当の併給調整その他必要な調整をすることができる。

第2条 狭山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第5号を次のように改める。

(5) 動物死体処理手当

第2条中第6号から第8号までを削り、第9号を第6号とし、第10号及び第11号を削り、第12号を第7号とし、第13号及び第14号を削り、第15号を第8号とし、第16号を第9号とし、第17号を第10号とし、同条に次の1号を加える。

(11) 建築主事手当

第5条第1号中「(消防職員を除く。次号において同じ。)」を削る。

第6条中「350円」を「300円」に改める。

第7条を次のように改める。

(動物死体処理手当)

第7条 動物死体処理手当は、清掃事業に係る職員が犬、猫その他の動物の死体を処理したときに1件につき450円を支給する。

第8条から第10条までを削り、第11条を第8条とする。

第12条及び第13条を削る。

第14条中「450円」を「300円」に改め、同条を第9条とする。

第15条及び第16条を削り、第17条を第10条とし、第18条を第11条とし、第19条を第12条とし、同条の次に次の見出し及び3条を加える。

(建築主事手当)

第13条 建築主事手当は、建築主事として市長に任命された職員が建築物の建築等の確認及び検査に関する業務に従事したときに月額5,000円を支給する。

第14条 前条の規定にかかわらず、同条に規定する職員が地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員である場合の建築主事手当の額は、前条に定める額に、狭山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成7年条例第16号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

第15条 前2条の規定にかかわらず、第13条に規定する業務に従事した日数が、

1月についてその月の勤務を要する日数（その月の現日数から勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日、勤務時間条例第9条に規定する休日（勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該職員の休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した場合を除く。）並びに勤務時間条例第10条に規定する代休日の日数を差し引いた日数をいう。）の2分の1に満たない場合は、前2条に規定する額の2分の1の額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）をそれぞれ支給する。ただし、1月を通じて業務に従事しなかった場合は、支給しない。

第20条を第16条とし、第21条を第17条とする。

附 則

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成25年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定の施行の前日に、同条の規定による改正前の狭山市職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定に基づき支給された特殊勤務手当は、その支給する権限を遡って市長に付与するとともに、同条の規定による改正後の狭山市職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）に規定する特殊勤務手当の額の規定により支給された特殊勤務手当とみなす。
- 3 前項の場合において、改正前の条例の規定に基づいて、職員に対して支給された特殊勤務手当の額が、改正後の条例の規定により算出した額と異なる場合においても、調整しないものとする。

平成24年8月30日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

狭山市職員の特殊勤務手当の適正化を図るため、その額の規定及び種類を改めるとともに、条文の整備をしたいので、この案を提出するものである。